

『相続税務調査(預貯金編)』

これ迄のUSAGIの視点(広瀬事務所の担当)では不動産所得に係る税務等を説明してきましたが、今回から視点を変えて相続(事業承継)を中心に説明していきたいと思えます。

相続調査になると問題点として挙がってくる事項は、預貯金が多く税務署との考え方の違いで納税者とトラブルになるケースが多くあります。なぜ、預貯金なのでしょう。

- ポイント ① 隠しやすい
" ② 「隠せる」「わからない」という風評がある。
" ③ 「あげたり」「貸したり」いろいろある。

などの理由で千変万化するからなのです。では具体的な例として、

I 隠せると思っているもの

なぜわかったか

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 郵便貯金 | ・ 生前の収入状況(過去の申告内容)より |
| ② 遠隔地預金 | ・ 税務署把握の資料情報より |
| ③ 割引債 | ・ 生前の譲渡収入より |
| ④ 現金 | ・ 死亡前後の金融機関の口座の動きにより |
| | ・ 調査時の対応により |
| | ・ 電話帳、香典帳等より |

II 隠したと思っているもの

なぜわかったか

- | | |
|----------|--------------|
| ① 借名預金 | ・ 通帳作成時のサイン名 |
| ② 家族名義預金 | ・ 印鑑の管理状況 |
| ③ 架空名義預金 | ・ 調査時の対応により |
| | ・ 預金推移表 |

III 贈与したと思っているもの

なぜわかったか

- | | |
|----------|--------------|
| ① 家族名義預金 | ・ 受贈者の認識、管理 |
| ② 現金 | ・ 通帳作成時のサイン名 |
| | ・ 印鑑の管理状況 |
| | ・ 調査時の対応により |

上記のような理由により、預貯金についてはトラブルが多く、決着する迄七転八倒いたします。又、財産を隠していたのが兄弟間で発覚し、思わぬ方向に展開していく場合があります。このようなことが起こらないように相続が発生する前に、事前に整理して誤解のないようにしておくことが得策と考えています。